

6 児童の福祉

(担当 こども課)

児童福祉法第2条の規定により、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と定められており、近年における児童人口の減少、児童をめぐる社会環境の変化に対応して、保育を必要とする児童の保護、心身障害児の福祉向上、少年非行・怠学等の相談、指導等児童の健全育成に努めます。

※ 幼年人口

住民登録人口（令和3年4月1日現在）

年 年齢	28	29	30	1	2	3
0歳	622	556	615	579	574	548
1	613	635	587	624	608	572
2	612	629	641	601	632	601
3	654	618	657	655	612	621
4	663	657	645	657	652	625
5	652	664	665	655	663	651
計	3,816	3,759	3,810	3,771	3,741	3,618
前年対比(%)	99.4	98.5	101.4	99.0	99.2	96.7

1 在宅福祉施策

(1) 保育所等

保育所等は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、乳幼児の保護者の労働又は疾病の事由により、その監護すべき乳幼児が保育を必要とするときは、その乳幼児を入所させ、保護者に代わって保育するところです。

ア 保育所等の入所基準

- ・日中居宅外で労働すること（毎月60時間以上）を常態としていること。（3歳未満児は毎月90時間以上）
- ・日中居宅内で児童と離れて日常家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ・妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。（産前3カ月から産後2カ月まで）
- ・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ・長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

- ・求職活動をしていること。（90日限度）
- ・親の育児休業取得時に既に保育を利用する子どもがいること。
- ・前各号に類する状態にあること。

イ 保育所等の規模

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地	経営主体	電話番号	規 模 ・ 構 造			保育室の状況	
				敷地面積 m ²	構造	延面積 m ²	保育室	乳児室
羽久手	鶴見町6-17	碧南市	41-1475	1,936.7	鉄筋2階	907.0	6	0
天道	末広町2-32	〃	41-0077	2,652.9	〃	1,144.4	7	1
築山	塩浜町7-99	〃	41-0999	2,438.0	〃	879.4	6	0
日進	伏見町1-66	〃	41-0091	2,663.2	〃	1,310	9	0
鷲塚	旭町3-70-2	〃	41-1460	3,437.0	〃	1,404.5	8	3
荒子	笹山町3-29	社会福祉 法人	42-0138	3,532.9	〃	1,209.0	5	3
西端	札木町3-202	〃	42-2566	3,188.7	〃	1,336.4	5	4
大浜	本郷町2-68	〃	41-0896	2,797.6	〃	1,133.9	6	4
棚尾	汐田町5-34	〃	41-0897	3,533.3	〃	1,161.6	6	3
新川	金山町1-27-4	〃	41-1476	2,210.3	〃	904.9	4	3
二葉	山神町5-29	〃	41-0310	1,139.5	〃	792.5	6	1
かしの木	大浜上町5-1	〃	42-8200	803.3	鉄筋コンクリート 3階建	1,077.6	4	2
碧のうさぎ	向陽町1-57-1	〃	95-3988	1011.24	鉄骨2階	922.69	4	1
へきなん	松本町73	〃	41-7300	2,805.4	鉄筋・鉄骨2階 鉄骨平家	1,149.14	8	5
第2へきなん	縄手町5-61	〃	42-8222	1,923.49	鉄骨一部2階	566.34	4	1

6 児童の福祉

(担当 こども課)

ウ 保育時間

(令和3年4月1日現在)

区分 施設名	保 育 時 間			
	平 日	土 曜 日	日 曜	祝 日
羽 久 手	7:30~18:00	7:30~18:00	-	-
天 道	7:30~18:00	7:30~18:00	-	-
築 山	7:30~18:00	7:30~18:00	-	-
日 進	7:30~18:00	7:30~18:00	-	-
鷺 塚	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00
荒 子	7:30~19:00	7:30~18:00	-	-
西 端	7:30~19:00	7:30~18:00	-	-
大 浜	7:30~19:00	7:30~18:00	-	-
棚 尾	7:30~19:00	7:30~18:00	-	-
新 川	7:30~19:00	7:30~18:00	-	-
二 葉	7:30~19:00	7:30~18:00	-	-
かしの木	7:15~19:30	7:30~18:00	-	-
碧のうさぎ	7:30~19:45	7:30~19:00	-	7:30~19:00
へきなん	7:30~19:00	7:30~16:00	-	-
第2へきなん	7:00~20:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00

※ 休園日

日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始の休暇日及び市長が必要と認める日、
私立園は園長が定める日

エ 園別年齢別入園

(令和3年4月1日現在)

区分 施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
羽久手保育園	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	75
	0	0	5	15	16	19	55	
天道保育園	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	120
	0	0	9	27	23	23	82	
築山保育園	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	100
	0	0	11	25	25	31	92	
日進保育園	(0)	(0)	(0)	(19)	(12)	(12)	(43)	160
	0	0	8	44	40	54	146	
鷺塚保育園	(0)	(0)	(0)	(9)	(9)	(14)	(32)	210
	2	15	23	45	50	59	194	
小計	(0)	(0)	(0)	(28)	(21)	(26)	(75)	665
	2	15	56	156	154	186	569	
荒子保育園	(0)	(0)	(0)	(3)	(8)	(1)	(12)	135
	3	14	17	32	32	32	130	
西端保育園	(0)	(0)	(0)	(5)	(3)	(0)	(8)	140
	1	15	23	32	28	32	131	
大浜保育園	(0)	(0)	(0)	(2)	(4)	(1)	(7)	160
	4	16	23	31	31	32	137	
棚尾保育園	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	160
	2	14	23	30	33	32	134	
新川保育園	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(3)	(5)	125
	4	9	24	26	30	30	123	
二葉保育園	(0)	(0)	(0)	(6)	(4)	(1)	(11)	145
	0	9	11	27	24	27	98	
かしの木保育園	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(3)	95
	5	7	11	20	18	19	80	
碧のうさぎ保育園	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	90
	3	13	18	19	19	19	91	
へきなんこども園	(0)	(0)	(0)	(4)	(6)	(5)	(15)	180
	2	17	22	47	37	43	168	
第2へきなんこども園	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(4)	(8)	80
	2	8	13	18	19	17	77	
小計	(0)	(0)	(0)	(22)	(31)	(17)	(70)	1,310
	26	122	185	282	271	283	1,169	
合計	(0)	(0)	(0)	(50)	(52)	(43)	(145)	1,975
	28	137	241	438	425	469	1,738	

※ () は私的契約児童数(内数)を示す。※認定こども園は幼稚園コース

6 児童の福祉

(担当 こども課)

オ 実施児童数の推移

(令和3年4月1日現在)

年 年	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定員	入所率
29	(0) 16	(0) 139	(0) 177	(82) 412	(100) 485	(53) 472	(235) 1,701	1,975	86.1%
30	(0) 25	(0) 128	(0) 218	(82) 431	(51) 443	(87) 499	(220) 1,744	1,975	88.3%
1	(0) 20	(0) 163	(0) 203	(50) 456	(73) 456	(51) 454	(174) 1,752	1,975	88.7%
2	(0) 18	(0) 149	(0) 242	(48) 415	(47) 473	(61) 463	(156) 1,760	1,975	89.1%
3	(0) 28	(0) 137	(0) 241	(50) 438	(52) 425	(43) 469	(145) 1,738	1,975	88.0%

※ () は私的契約児童数(内数)を示す。

カ 令和2年度児童数の増減

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
4月	18	149	242	415	473	463	1,760
翌年3月	66	171	238	422	465	459	1,821
増減	48	22	-4	7	-8	-4	61

キ 保育所の経費

年度別決算		令和2年度						令和元年度	
財源内訳		公立保育園		私立保育園		合計		決算額	
経費(A)		円		円		円		円	
		767,638,623		1,521,107,548		2,288,746,171		2,232,284,481	
(財源内訳)	国庫支出金	0	0%	454,278,827	29.87%	454,278,827	19.85%	386,903,355	17.33%
	県支出金	0	0%	216,887,988	14.26%	216,887,988	9.48%	183,507,332	8.22%
	保育料等	19,553,670	2.55%	82,941,070	5.45%	102,494,740	4.48%	194,629,060	8.72%
	一般財源	748,084,953	97.45%	766,999,663	50.42%	1,515,084,616	66.2%	1,467,244,734	65.73%
延べ児童数(B)		7,398人		14,602人		22,000人		21,705人	
※1人当り見直し経費A/B		103,763円		104,171円		104,034円		102,847円	

ク 令和2年度碧南市保育所保育料

第1表

(1) 保育短時間（8時間）認定

(令和3年4月1日現在)

階層	階層の定義	3歳未満児						3歳以上児															
		通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間										
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市町村住民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 1	市町村住民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭以外)	0	70	140	210	280	350	4,000	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	50	100	150	200	250	120	240	360	480	600
C 2	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	6,500	6,820	7,150	7,470	7,800	8,120	8,500	8,920	9,350	9,770	10,200	10,620	0	220	440	660	880	1,100	1,200	240	480	880
D 1	所得割の額 48,600円未満	8,500	8,920	9,350	9,770	10,200	10,620	12,000	12,600	13,200	13,800	14,400	15,000	0	320	640	960	1,280	1,600	470	940	1,410	1,880
D 2	所得割の額 48,600円以上 55,000円未満	17,000	17,850	18,700	19,550	20,400	21,250	24,500	25,720	26,950	28,170	29,400	30,620	0	670	1,340	2,010	2,680	3,350	870	1,740	2,610	3,480
D 3	所得割の額 55,000円以上 71,000円未満	32,000	33,600	35,200	36,800	38,400	40,000	38,500	40,420	42,350	44,270	46,200	48,120	0	950	1,900	2,850	3,800	4,750	1,020	2,040	3,060	4,080
D 4	所得割の額 71,000円以上 97,000円未満	47,000	49,350	51,700	54,050	56,400	58,750	48,000	50,400	52,800	55,200	57,600	60,000	0	1,100	2,200	3,300	4,400	5,500	1,100	2,200	3,300	4,400
D 5	所得割の額 97,000円以上 110,000円未満	48,000	50,400	52,800	55,200	57,600	60,000	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	0	1,150	2,300	3,450	4,600	5,750	1,200	2,400	3,600	4,800
D 6	所得割の額 110,000円以上 133,000円未満	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	0	1,200	2,400	3,600	4,800	1,200	2,400	3,600	4,800
D 7	所得割の額 133,000円以上 169,000円未満	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	0	1,200	2,400	3,600	4,800	1,200	2,400	3,600	4,800
D 8	所得割の額 169,000円以上 220,000円未満	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	0	1,200	2,400	3,600	4,800	1,200	2,400	3,600	4,800
D 9	所得割の額 220,000円以上 301,000円未満	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	0	1,200	2,400	3,600	4,800	1,200	2,400	3,600	4,800
D 9	所得割の額 301,000円以上	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	301,000円以上	0	1,200	2,400	3,600	4,800	1,200	2,400	3,600	4,800

(2) 保育標準時間（11時間）認定

階層	階層の定義	3歳未満児						3歳以上児							
		通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間		
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭以外)	0	0	0	0	70	140	0	0	0	0	50	100	0	0
C 1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,000	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	0	0	0	0	120	240	0	0
C 2	所得割の額 48,600円未満	6,500	6,820	7,150	7,470	7,800	8,120	0	0	0	0	220	440	0	0
D 1	所得割の額 48,600円以上 55,000円未満	8,500	8,920	9,350	9,770	10,200	10,620	0	0	0	0	320	640	0	0
D 2	所得割の額 55,000円以上 71,000円未満	12,000	12,600	13,200	13,800	14,400	15,000	0	0	0	0	470	940	0	0
D 3	所得割の額 71,000円以上 97,000円未満	17,000	17,850	18,700	19,550	20,400	21,250	0	0	0	0	670	1,340	0	0
D 4	所得割の額 97,000円以上 110,000円未満	24,500	25,720	26,950	28,170	29,400	30,620	0	0	0	0	870	1,740	0	0
D 5	所得割の額 110,000円以上 133,000円未満	32,000	33,600	35,200	36,800	38,400	40,000	0	0	0	0	950	1,900	0	0
D 6	所得割の額 133,000円以上 169,000円未満	38,500	40,420	42,350	44,270	46,200	48,120	0	0	0	0	1,020	2,040	0	0
D 7	所得割の額 169,000円以上 220,000円未満	47,000	49,350	51,700	54,050	56,400	58,750	0	0	0	0	1,100	2,200	0	0
D 8	所得割の額 220,000円以上 301,000円未満	48,000	50,400	52,800	55,200	57,600	60,000	0	0	0	0	1,150	2,300	0	0
D 9	所得割の額 301,000円以上	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	0	0	0	0	1,200	2,400	0	0

(注) この表で、「市町村民税」とあるのは「当年度分の市民税」です。(4～8月分については「前年度分の市町村民税」)

(ア) 令和元年10月から保育料の無償化が始まり、3歳以上児は原則無料となりました。

(イ) 保育料の算出について

保育料の算出は、第1表(1)及び(2)によります。各表中、D9階層の額を最高限度額とします。

(ウ) 長時間保育料について

通常保育時間（午前8時から午後4時）を超えて長時間保育を実施した場合、通常の保育時間を超える保育時間1時間以内毎につき、基準額に基づいた保育料を徴収します（詳細は第1表(1)及び(2)のとおり）。

(エ) 保育料の軽減について

a 2人以上の児童が入所している場合

2人の場合、年齢の高い方の児童は全額負担とし、低いほうの児童の保育料は2分の1に減額とします。3人以上の場合、年齢の最も高い児童が全額負担、次に年齢が高い児童を2分の1減額、その他の児童は無料とします。

b 第3子以降の児童が入所する場合

扶養義務者が監護する18歳未満の児童で、出生の最も早い者から順次に数えて第3番目以降の入所児童に係る保育料を無料にします。

c 市民税額が基準額以下の場合

市民税所得割額が57,700円未満の世帯については扶養義務者が監護する子どもで、出生の最も早い者から順次に数えて第2番目の児童は2分の1減額、第3番目以降の入所児童に係る保育料を無料にします。なお、市民税所得割額が非課税の世帯の場合は第2番目の児童は無料となります。

市民税所得割額が77,101円未満の世帯でひとり親又は障害者世帯については扶養義務者が監護する子どもで、出生の最も早い者から順次に数えて第1番目の児童は市民税非課税世帯の金額（B階層の「母子・障害者家庭以外」の金額）、第2番目以降の入所児童に係る保育料を無料にします。

d その他特別の理由があり市長がこれを認めた世帯については、保育料の全部若しくは一部を減免します。

(オ) 利用料の額について

保育を必要としない世帯の児童（3歳以上に限る）の利用料は、第1表(1)に

6 児童の福祉

(担当 こども課)

基づき認定された階層の保育料とし、第1表のD9階層を最高限度額とします。

ケ 乳児保育（3歳未満児）

保護者が働くなどのため家庭で保育できない児童を、概ね生後4ヶ月（首がすわっている状態）より保育します。

(令和3年4月1日現在)

年度	29	30	1	2	3
児童数	332人	371人	386人	409人	406人

コ 長時間保育

保護者の勤務の都合により通常保育時間（8:00～16:00）では困難な場合で、長時間保育を必要とする児童を保育します。

(令和3年4月1日現在)

年度	28	29	30	1	2	3
児童数	683人	749人	830人	888人	824人	944人

サ 休日保育

保護者の勤務の都合により日曜日、祝日に保育を必要とする児童を保育します。

- ・ 実施保育園 鷲塚保育園、第2へきなんこども園

登録児童数 (令和3年4月1日現在)

年度	29	30	1	2	3
児童数	176人	144人	147人	150人	146人

シ 障害児保育

精神又は身体に何らかの障害をもつ児童で、刈谷児童相談センター、保健センターの指導を受け、碧南市保育所就園指導協議会で検討された後に保育園へ入所する児童は、健常児との触れ合いの中で、自立に向けて訓練、指導等を受けています。

(令和3年4月1日現在)

年度	29	30	1	2	3
児童数	89人	100人	114人	185人	171人

(3) プチ保育事業

保護者の就労形態の多様化や保護者等の傷病等により児童の保育ができない場合及び保護者の育児に伴う肉体的、心理的な負担の軽減を目的として実施しています。

ア 利用の種類

(ア) 特定保育事業（月60時間以上の就労）

〈条 件〉市内在住している者

〈利用期間〉保育を必要とする期間

(イ) 非定型的一時保育事業（月60時間未満の就労）

〈条 件〉市内在住している者又は、在勤している者

〈利用期間〉14日以内／月

(ウ) 緊急一時保育事業（出産等）

〈条 件〉市内在住している者又は、在勤している者又は、児童の祖父母が市内に在住している者

〈利用期間〉14日以内／月

(エ) 私的理由による一時保育事業

〈条 件〉市内在住している者又は、在勤している者

〈利用期間〉5日以内／月

イ 実施保育園

公立 築山保育園、日進保育園

私立 西端保育園、かしの木保育園、碧のうさぎ保育園
へきなんこども園、第2へきなんこども園

ウ 利用料金（給食費・おやつ代は別に実費徴収します。）

4月1日現在の 児童の年齢	利 用 時 間	
	8:00～16:00	左記時間帯以外
3歳未満	2,000円	2,500円
3歳以上	1,000円	1,250円

エ 利用状況 (のべ利用児童数)

(令和3年3月31日現在)

園名 \ 年度	28	29	30	1	2
築山保育園	1, 134	1, 196	943	982	839
日進保育園	1, 107	1, 862	1, 627	1, 065	956
西端保育園	1, 316	1, 283	1, 310	982	850
二葉保育園	19	111	3	0	0
かしの木保育園	624	1, 192	1, 023	1, 058	977
碧のうさぎ保育園	-	-	-	1, 022	1, 071
へきなんこども園	1, 758	1, 572	1, 489	1, 532	1, 215
第2へきなんこども園	1, 330	923	812	1, 251	1, 237
計	7, 288	8, 139	7, 207	7, 892	6, 945

※碧のうさぎ保育園については令和元年度より開始

※二葉保育園については令和元年度より事業廃止

(4) 病児保育事業

ア 実施場所 病児保育室 らびっと (永井小児クリニック)

病児保育室 アンジュ (エンゼルこどもクリニック)

イ 利用料金 1日 2, 000円 (食事持参・医師連絡表が必要)

ウ 利用状況 (令和3年3月31日現在)

年度		2	1	30
登録数	世帯	136世帯		
	児童	216人	244人	191人
利用数		104人	438人	256人

※登録児童数は、8月の切り替えのため8～3月に登録した登録数

※利用人数は、令和2年4月1日～令和3年3月31日の利用数

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため利用者が減少

(5) 子育て支援事業

ア 園庭開放事業

就園前育児とその保護者を対象として行っています。

(ア) 開設年月 平成12年11月

公立保育園（5園）、社協園（5園）、二葉保育園、かしの木保育園、へきなんこども園、第2へきなんこども園、公立幼稚園（5園）の市内全園で実施。

※雨天中止。開始時期は園によって異なりますが、おおよそ6月中旬頃。

※かしの木保育園及びへきなんこども園は室内でも実施。

イ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に18歳未満の児童を、児童福祉施設等において一定期間、養育します。

(ア) 事業の種類と内容 ※年齢は、利用年度の4月1日現在の年齢とする。

事業名	利用要件	期間
ショートステイ (18歳未満の児童)	・児童の保護者が、疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育できない場合	原則として一案件7日以内
トワイライトステイ (2歳以上18歳未満の児童)	・仕事その他の理由により平日夜間又は休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合その他緊急の必要がある場合	不在となる期間 ・月曜日～金曜日の午後5時から午後10時まで。土曜日、日曜日及び祝日の午前7時から午後5時まで

(イ) 利用料金（日額） (円)

区分	ショートステイ事業		トワイライトステイ事業	
	2歳未満児	2歳以上児	平日夜間	休日
生活保護世帯等	0	0	0	0
市民税非課税世帯	1,100	1,000	350	700
その他の世帯	5,350	2,750	750	1,400
児童の迎え（市内の施設に限る）1回当たり				100

ウ 地域子育て支援センター事業

子育て家庭における育児不安等についての相談指導及び子育てサークル活動の支援を通して、地域全体の子育て支援活動を行います。実施施設は、荒子保育園、西端保育園、棚尾保育園、こどもプラザららくるにしばた、こどもプラザこころつくしんかわ、へきなんこども園、第2へきなんこども園、かしの木保育園、棚尾児童センター、東部児童センター、碧のうさぎ保育園の11箇所です。

エ 子育て情報携帯メールサービス事業

市が提供しているさまざまな子育て支援サービスの内容などを携帯電話で広く案内することを目的に実施します。

- (ア) 事業開始年月日 平成23年3月11日より配信開始
- (イ) 対 象 18歳までの子どもを持つ保護者と妊婦
- (ウ) 提 供 内 容 原則小学生までの子ども及び子育てに関する情報
(健診、予防接種、教室、イベント、手当、相談等)
「妊婦～3歳未満」、「3歳～就学前」、「小学生以上」、
「子どもに関連すること全般」の4つの分類から受取る情報
を選ぶことにより、必要な情報が受信できます。
- (エ) 実 績 登録者数 5,802人(令和3年3月31日現在)
(幼保緊急メール登録者含む)
年間発信回数 240回(令和2年度)

(6) 家庭児童相談室(子ども家庭総合支援拠点)

家庭における児童の養育上の悩みごとの相談に専門的見地から指導助言を行います。

- ア 開設年月日 昭和44年4月15日
- イ 場 所 碧南市役所
- ウ 相 談 員 4名
- エ 相 談 日 平日 9時～16時

オ 年度別相談種別、件数 (令和3年3月31日現在)

種別 年度	養護 相談	保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他	計
29	922	0	16	34	127	6	1,105
30	860	0	9	31	115	0	1,015
1	720	0	19	12	129	0	880
2	574	0	14	11	97	0	696

(7) 児童健全育成事業

ア 児童センター（児童厚生施設）

健全な遊びを通して児童の社会性を伸ばし、心と体の健康づくりをすることを目的として設置しています。

施設名	住所
棚尾児童センター	碧南市汐田町2丁目28番地（棚尾公民館内）
東部児童センター	碧南市照光町5丁目3番地（東部市民プラザ内）

(ア) 開館時間 午前9時30分～午後6時

(イ) 休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）

イ 碧南市こどもプラザららくるにしばた（子育て拠点施設）

すべての子育て家庭を支援することが重視されているなか、単に子どもの居場所の確保というだけでなく、地域が関わる子育て、親育ちを応援することを目的としています。中高生の居場所として、音楽室が設置されています。

(ア) 住所 碧南市三度山町2丁目53番地

(イ) 開館時間 午前9時30分～午後6時（一部施設は午後9時まで）

(ウ) 休館日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合はその翌日）

ウ 碧南市こどもプラザこころつくしんかわ（子育て拠点施設）

未就学児及び小学生を対象に、健全な遊び場や自由に集える場及び多様な活動プログラムを提供し、障害児を持つ家庭に遊びと交流の場の提供及び支援を行うと同時に、健常児との交流を推進することで、健全育成を図ることを目的としています。

また、ファミリー・サポート・センターの窓口として、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育ての手助けをしたい人（協力会員）の登録、紹介や派遣を行い、地域で育つ子どもたちの援助をおこなっています。

(ア) 住所 碧南市山神町8丁目35番地

(イ) 開館時間 午前9時30分～午後6時

(ウ) 休館日 毎週水曜日（水曜日が祝日の場合はその翌日）

エ 児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

6 児童の福祉

(担当 こども課)

保護者の居宅外就労等により、家庭において十分保護することができない小学生を、保護者に代わり保育することを目的とする施設です。

- (ア) 通所対象 保護者等が就労等で、保護に欠ける市内の小学校に通う児童。
 (イ) 開所時間 授業終了後～午後7時 (日曜、祝日、年末年始を除く)
 (ウ) 利用料金 17時までの利用 月額3,000円(8月のみ8,000円)
 17時を超える利用 月額5,000円(8月のみ8,000円)

(令和3年4月1日現在)

施設名	住所	定員	通所者数						合計
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	
新川児童クラブ本館	新川町 2丁目1番地1	50	46	0	0	5	0	0	51
新川児童クラブ分館		40	0	0	31	0	12	3	46
新川児童クラブ分館2		50	0	45	0	8	0	0	53
中央児童クラブ本館	向陽町 3丁目19番地	50	39	0	0	0	0	0	39
中央児童クラブ分館		40	0	0	0	11	10	1	22
中央児童クラブ分館2		50	0	31	24	0	0	0	55
西端児童クラブ本館	上町	50	28	0	9	7	0	0	37
西端児童クラブ分館	3丁目1番地	25	0	22	0	12	1	1	36
棚尾児童クラブ本館	春日町 1丁目2番地	40	33	0	0	0	13	0	46
棚尾児童クラブ分館		40	0	39	0	0	0	9	48
棚尾児童クラブ分館2		50	0	0	36	16	0	0	52
鷺塚児童クラブ本館	旭町	50	31	0	16	11	6	0	64
鷺塚児童クラブ分館	2丁目30番地	30	0	29	0	0	0	0	29
大浜児童クラブ本館	浜田町	50	30	0	0	14	6	0	50
大浜児童クラブ分館	1丁目1番地	30	0	18	20	0	0	0	38
日進児童クラブ	日進町 4丁目1番地	50	18	10	14	6	10	1	59
第2へきなんこども園児童クラブ	縄手町 5丁目61番地	20	3	5	5	2	4	1	20
合計		685	228	199	155	85	62	16	745

オ 児童遊園（基準面積330㎡以上）（児童厚生施設）（令和3年4月1日現在）

No.	名 称	設 置 場 所	所有者	面積	許可年月日
1	油ヶ淵 児童遊園	湖西町5-37（応仁寺）	借	400	S46.6.1
2	玉津浦 "	宮町5-47（熊野大神社）	借	450	S47.10.1
3	前 浜 "	前浜町1-80（稻荷社）	借	500	S48.6.15
4	荒 子 "	笹山町3-34（神明社）	借	2,000	S48.6.15
5	鷺 塚 "	鷺林町2-106（天満社）	借	688	S49.4.1
6	道場山 "	道場山町5-115（法林寺）	借	457	S50.4.1
7	霞 浦 "	東浦町4-7（神明社）	借	400	S51.4.1
8	弥生町 "	弥生町3-138（八柱神社）	借	480	S52.4.1
9	西山町 "	西山町7-115（御鋤社）	借	1,322	S53.4.1
10	浜尾町 "	浜尾町4-84	市	971	S58.4.1

カ ちびっ子広場一覧表（100㎡以上）

No.	名 称	設 置 場 所	所有者	面積	設置年月日
1	久沓町ちびっ子広場	久沓町1丁目5（白山社）	借	384	S47.4.1
2	天王町 "	天王町7丁目26（津島神社）	借	280	S46.4.1
3	川口（干拓） "	川口町1丁目24-1（川口社）	借	202	S46.4.1
4	半崎町 "	半崎町3丁目62（八剣神社）	借	439	S46.4.1
5	荒居町 "	立山町4丁目18	市	234	S54.10.1
6	大久手町 "	大久手町4丁目9	市	591	S54.4.1
7	東山 "	金山町4丁目6（秋葉神社）	借	161	S55.12.1
8	浜田町 "	浜田町3丁目13	借	1,886	S57.12.17
9	幸町 "	幸町6丁目3-1	借	799	S59.2.25
10	六軒町 "	六軒町1丁目51-5	市	232	S59.7.6
11	北新川 "	六軒町5丁目13	市	525	S60.4.1
12	丸山町 "	丸山町6丁目63-2	借	831	S60.11.7
13	堀方町3丁目 "	堀方町3丁目48-11	市	163	S61.8.1
14	港本町 "	港本町1-1	市	771	S62.2.24
15	流作町 "	流作町1丁目11-1	市	350	S62.3.5
16	相生町 "	相生町1丁目70	市	364	S63.11.12
17	中山町 "	中山町2丁目25	市	944	H1.3.9
18	鷺林町 "	鷺林町4丁目16-1	市	800	H5.1.8
19	新須磨町 "	大浜上町1丁目3-1（熊野神社）	借	1,118	H7.4.1
20	善明町 "	善明町1丁目48-1	借	210	H18.4.1
21	錦町 "	錦町4丁目37	借	692	H20.4.25
22	中後町 "	中後町3丁目100-1	借	321	H21.6.1

6 児童の福祉

(担当 こども課)

23	中町〃	中町3丁目8番地	市	234	H27.3.18
24	荒子町〃	荒子町3丁目62番地	借	352	H30.1.1

キ ちびっ子広場一覧表 (社会福祉協議会より移管分)

No.	名 称	設 置 場 所	所有者	面積	移管年月日
1	東松江ちびっ子広場	相生町5丁目57 (東松江神社)	借	176	H23.4.1
2	西松江〃	松江町1丁目10 (西松江稲荷社)	借	116	H23.4.1
3	鶴ヶ崎〃	山神町7丁目40 (山神社)	借	40	H23.4.1
4	浅間社〃	浅間町4丁目54 (浅間社)	借	125	H23.4.1
5	千福町〃	千福町3丁目3 (千福斎宮社)	借	77	H23.4.1
6	住吉町〃	住吉町3丁目40 (浜尾住吉神社)	借	99	H23.4.1
7	宮後町〃	宮後町2丁目25 (道場山神明社)	借	180	H23.4.1

2 施設福祉施策

(1) 要保護児童の入所措置

保護者のいない児童、保護者がいても家庭の事情により適切な保護が受けられない児童、虚弱体質の児童、又は情緒障害の児童等、施設入所についての措置及び相談に応じています。

ア 入所状況

(令和3年3月31日現在)

	28	29	30	1	2
乳児院	1	1	1	1	0
児童養護施設	13	13	9	11	10
知的障害児施設	1	1	1	1	0
肢体不自由児施設	0	0	1	1	1
重症心身障害児施設	3	4	4	4	4
情緒障害児短期治療施設	0	0	0	0	0
児童自立支援施設	0	0	0	0	0
里親委託	0	0	0	0	1
計	18	19	16	18	16

(18歳未満児)

3 児童の手当等

(1) 児童手当《平成24年4月より子ども手当に替わり開始》

家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成・資質の向上を図るために、実施されて

いる制度です。

〈概要〉

対象者の範囲	手当の額	手当の支給	申請に必要なもの
受給者は、碧南市に住所を有し、中学校修了前の児童を養育している人 ※平成24年6月から所得制限あり	3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了前 月額10,000円 *（第3子以降は月額15,000円） 中学生 月額10,000円 ※所得制限限度額以上の場合 月額5,000円	6月期 （2月～5月） 10月期 （6月～9月） 2月期 （10月～1月）	1. 受給者名義の預金通帳の口座番号 2. 厚生年金等の加入者は事業所の年金加入証明書又は健康保険被保険者証の写し 3. その他家庭状況により関係書類が必要

〈所得制限限度額〉～平成24年6月より～

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人目以降 1人増す毎
所得制限限度額（万円）	622	660	698	736	774	812	38万円加算

※老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる場合は、上記の額に1人につき6万円を加算。

〈対象者推移〉

（支給対象となる児童数）

（令和3年3月31日現在）

	3歳未満の児童数		3歳以上小学校終了前の児童数				中学生		合計
	被用	非被用	（第1子・第2子）		（第3子以降）		被用	非被用	
手当の種類	被用	非被用	被用	非被用	被用	非被用	被用	非被用	合計
平成30年度	1,489	249	4,604	846	816	168	1,791	382	10,345
令和1年度	1,560	217	4,569	737	836	152	1,852	373	10,295
令和2年度	1,438	195	4,577	751	757	127	1,826	322	9,993

〈用語の説明〉

被用：厚生年金等の加入者

非被用：国民年金の加入者等